

育児・介護休業法が改正されました

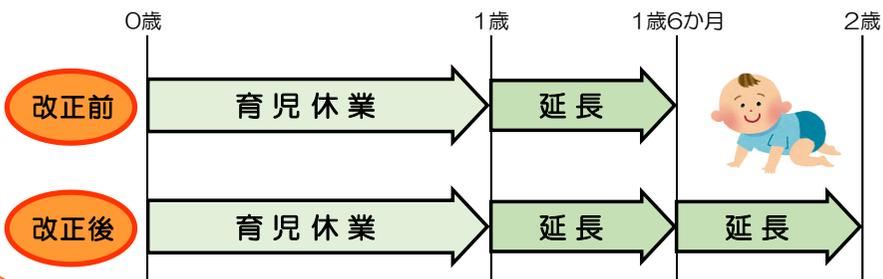
～平成29年10月1日施行～

保育園などに入れられない場合など

2歳育児休業が取得可能に

★1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出るにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

★育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。



先輩パパ・先輩ママの声

<「父親の仕事と育児両立読本」
(平成29年度厚生労働省委託事業)より抜粋>

育児休業を取得してから、家事・育児を大人一人で担うのは大変なことだとわかり、早く会社から帰って、妻と二人で家事・育児をするようになった。
(先輩パパ)

妻が担っていた家事・育児の大変さに育児休業で初めて気づいた。この気づきが妻や周囲への言葉を変え、家庭や職場の円滑な人間関係に繋がっている。
(先輩パパ)

子どもの日々の成長が楽しみ。今この瞬間を大切にしたい。だからこそ、時間を大切に使う意識が強まり、業務効率が向上した。家族と一緒に時間も増えた。
(先輩ママ)

夫が育休をとり家を守ってくれていたのが、私の職場復帰はスムーズだった！2人での育児・家事同時進行なので、負担をほぼ感じなかった。
(先輩ママ)

まずは、勤務している会社の福利厚生担当者にご相談ください。

パパも育児休業を取ってみませんか

育児休業ってどんな制度？

- 1・性別を問わず、男性も1年間取得できます。
- 2・妻が専業主婦の場合や、妻が育児休業中でも取得できます。
- 3・休業中は、各種経済的支援があります。



厚生労働省「イクメンプロジェクト」リーフレット(平成30年1月作成)より

鈴鹿市地域振興部男女共同参画課

TEL : 059-381-3113 / FAX : 059-381-3119

Email : danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

男性の育休取得によるメリット



家庭が安定する

- 子育ての喜びと苦労を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。
- ママの育児ストレスが減り、第二子以降も生み育てやすい。

仕事に好影響

- 時間意識が高まり、生産性の向上に繋がる。
- 情報の共有化により、チームワークが高まる。

ママが輝く

- 仕事と育児を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。
- 「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。

でも、休業中の収入が心配・・・

育児休業給付金が引き上げられました！！

50%

平成26年3月まで



67%

平成26年4月から

※給付割合の引き上げは、休業開始から6か月ですが、夫婦ともに取得すれば1年間割増給付を受給できます。

*パパとママが半年ずつ取得すれば、1年間割増給付が可能です！！

● 1年間割増給付を受ける取得パターン ※パパ・ママ育休制度を利用した場合

＜取得例＞ママが6か月間取得後、パパが6か月間取得。
合わせて1歳2か月まで67%給付（手取り賃金の約8割）



● 比べてみましょう

＜収入のイメージ＞

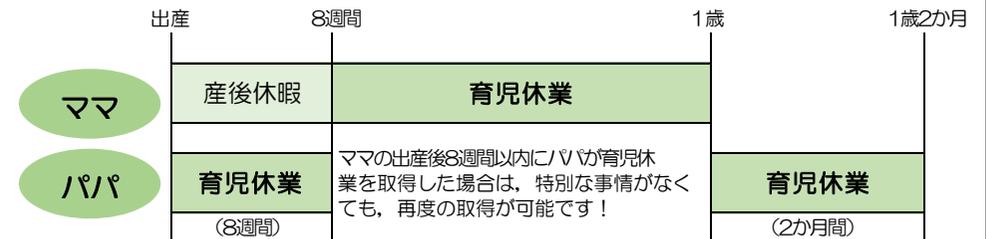
給与	230,000 円	育児休業給付金	154,100 円
所得税	5,000 円	所得税	0 円
社会保険料	30,000 円	社会保険料	0 円
雇用保険料	1,200 円	雇用保険料	0 円
住民税	15,000 円	住民税	15,000 円
手取り	178,800 円	手取り	139,100 円

- 育児休業給付金は県税のため、所得税はかかりません（翌年度の住民税算定額にも含まれません）。
- 育児休業中の社会保険料は、労使ともに免除されます。給与所得が無ければ、雇用保険料も生じません。

手取り賃金で比べると、休業前の約8割が支給されます。

● 育児休業取得パターンは事情に合わせて様々

＜取得パターン1＞出産直後や、職場復帰直後の特に大変な時期に育児休業を取得して、ママをサポート*ママだけでなく、パパも育児休業を取得する場合、休業取得可能期間が2か月延長！



＜取得パターン2＞育児のための短時間制度を利用して、パパもママも仕事をしながら育児



*会社は、3歳までの子を養育する労働者が希望すれば、利用することのできる原則1日6時間の短時間勤務制度を講じなければなりません。